

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月7日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 沖 津 雅 浩
【本店の所在の場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 村 瀬 裕 之
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区匠町1番地
【電話番号】	(072)282 - 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	管理統轄本部 管理本部 経理部長 村 瀬 裕 之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日
2025年2月7日

(2) 当該事象の内容

当社グループは、当第3四半期連結会計期間（2024年10月1日～2024年12月31日）において、為替差損を営業外費用に計上いたしました。また、減損損失及び事業構造改革費用を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

営業外費用の内容

2025年3月期第3四半期の連結決算において、為替差損17,533百万円を営業外費用に計上いたしました。これは主に、デバイス事業の売上高減少に伴い、外貨建の契約負債（前受金）の一部を外貨建負債として、当第3四半期末時点の為替レートで評価替えしたことにより発生したものであります。

特別損失の内容

2025年3月期第3四半期の連結決算において、減損損失17,295百万円、事業構造改革費用8,818百万円を特別損失に計上いたしました。これは主に、当第3四半期にカメラモジュール事業の固定資産の減損損失、堺工場に関する構造改革費用を計上したことによるものであり、その内訳は以下のとおりであります。

第3四半期（2024年10月1日～2024年12月31日）

（単位：百万円）

内 容	金 額（注）
減損損失	17,295
エレクトロニックデバイス事業 ・国内及び海外連結子会社におけるカメラモジュール事業関連の機械装置等	14,862
ディスプレイデバイス事業 ・国内連結子会社における液晶事業関連の機械装置等	2,432
事業構造改革費用	8,818
堺工場の生産停止に伴う費用（電気の長期契約にかかる引当金繰入額等）	4,870
海外連結子会社における構造改革費用等	3,947

〔ご参考〕通期（2024年4月1日～2024年12月31日）の内訳

（単位：百万円）

内 容	金 額（注）
減損損失	24,188
エレクトロニックデバイス事業 ・国内及び海外連結子会社におけるカメラモジュール事業関連の機械装置等	14,862
ディスプレイデバイス事業 ・国内連結子会社における液晶事業関連の機械装置等	9,325
事業構造改革費用	11,167
堺工場の生産停止に伴う費用 （電気の長期契約にかかる引当金繰入額、国内連結子会社従業員の社外転進に伴う費用等）	7,219
海外連結子会社における構造改革費用等	3,947

（注）金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

以 上